

# チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第19回 2022年11月



## 広州南沙の企業所得税優遇政策の公布

### 概要：

- 2022年6月14日、「世界的な視点での広東・香港・マカオ間の包括的な連携協力の深化に関する広州南沙の全体案」が公布された。近日、国家財政と税務部門は共同して「広州南沙の企業所得税優遇政策に関する通達」を公布し、南沙の先行地域で設立要件を満たす奨励類産業の企業に対して、15%の企業所得税軽減税率の適用、南沙で設立されたハイテク重点産業に属する企業に対して、規定期間内に関連資格認定を取得した場合、資格を取得した年度の前8年間に生じた未処理損失を当年度以降の13年以内に繰り越し、控除することを承認する。当該政策は、深圳前海深港現代サービス業合作区、横琴粵澳深度合作区の企業所得税優遇政策に続き、広東・香港・マカオ・グレートベイエリア（粵港澳大湾区）を対象とする国家レベルの財務・租税優遇政策であり、広東・香港・マカオ間の包括的な連携協力を更に促進するマイルストーン的な役割を果たすことが図られる。

### 背景

国務院は2022年6月14日付けで、「世界的な視点での広東・香港・マカオ間の包括的な連携協力の深化に関する広州南沙の全体案」（以下「全体案」）を公布し、広州南沙における広東・香港・マカオの包括的な連携協力を促進し、香港・マカオが国家発展の流れにより溶け込むための重要な媒体と強力なサポートとしての南沙を建設し、当該地域が、グレートベイエリアに立脚し、香港・マカオと連携し、世界向けに重要な戦略的プラットフォームとなることを掲げている。全体案では、南沙の関連ハイテク重点産業企業の損失繰越期間を更に延長し、南沙の先行地域における奨励類産業の企業に対して、軽減税率15%で企業所得税を徴収し、所定の手続に従い優遇産業目録を作成することを明確にした。近日、財政部と国家税務総局が公布した「広州南沙の企業所得税優遇政策に関する通達」（以下「財税[2022]40号」）は、「全体案」を指導思想として、広州南沙における関連企業所得税優遇政策の具体的な規定を更に細分化した。KPMGは、上記最新政策に焦点を当て、重要な情報を紹介し、関連する支援政策の最新動向にも引き続き注視する。

## KPMGの所見

財税[2022]40号文に基づき、下表に関連政策の重要な内容、最新動向及びKPMGの分析をまとめた。

政策の重要な内容	政策の最新動向	KPMGの分析
<p>南沙の先行地域に設要件を満たす奨励類産業の企業に対して、15%の企業所得税軽減税率適用</p>	<p>適用対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>南沙の先行地域に設立された企業</li> </ul> <p>適用条件（同時に満たす）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主要業務が「広州南沙企業所得税優遇目録（2022版）」（以下「目録」）で規定された産業プロジェクトに属する</li> <li>主要業務収益が収益総額の60%以上を占める（収益総額は「中華人民共和国企業所得税法」第6条の規定に従い実施される）</li> <li>実質的な運営を行う（実質的な運営とは、企業の実際の管理機構が南沙の先行地域に設立され、企業の生産経営、人員、会計、財務活動などに関して実質的な全面管理及び支配を行うことをいう。実質的な運営要件を満たさない企業は、優遇政策を適用できない）</li> </ul> <p>本社・支社の適用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本社を南沙の先行地域に設立された企業の場合、南沙の先行地域に設立され、本規定で定める要件を満たす本社と支社の所得に対してのみ15%の税率を適用する</li> <li>本社を南沙の先行地域以外に設立された企業の場合、南沙の先行地域に設立され、本規定で定める要件を満たす支社の所得に対してのみ15%の税率を適用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「南沙の先行地域」とは、「全体案」に基づき実施される地域をいう（中国（広東）自由貿易試験区南沙エリアの南沙湾、慶盛中枢、南沙中枢の3箇所を先行地域とし、総面積は約23平方キロメートルである）</li> <li>「実質的な運営」は、国税発[2009]82号文において中国居住者企業の実際の管理機構が中国国内に所在するかどうかという判定原則と類似するものの、実質的な運営に関する「全面管理及び支配」の判定は依然として不明確である。中国のその他の特殊地域の慣行を参考に分析すると、関連部門は円滑な政策実施を確保するために、実質的な運営に関する解釈を追加で公布する可能性がある</li> <li>「奨励類産業」の「目録」は、8つの分野140条まで及び、主にハイテク重点産業、情報技術、先端製造、バイオ医薬、新エネルギー・新材料、海運物流、現代サービス業、金融業などが含まれる</li> <li>「目録」の関連細則措置/運用ガイドライン（細分化目録、業界の定義、裏付け資料などに対する要件を含む）については、まだ公布されておらず、今後関連部門からの情報が待たれる</li> </ul>
<p>2022年1月1日以降、南沙に設立されたハイテク重点産業の企業に対して、当年度にハイテク企業又は科学技術型中小企業の資格（以下「資格」）を取得した場合、資格を取得した年度の</p>	<p>適用対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>南沙に設立された企業</li> </ul> <p>適用条件（同時に満たす）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主要業務が「目録」で規定されたハイテク重点産業に属する</li> <li>主要業務収益が収益総額の60%以上を占める（収益総額は「中華人民共和国企業所得税法」第6条の規定に従い実施される）</li> <li>必要な資格：ハイテク企業又は科学技術型中小企業 <ul style="list-style-type: none"> <li>ハイテク企業とは、『ハイテク企業認定管理弁法』の改訂と印刷配布に関する科学技術部・財政部・国家税務総局の通達（国科発火[2016]32号）の規定に従い認定されたハイテク企業をいう</li> <li>科学技術型中小企業とは、『科学技術型中小企業評価弁法』の印刷配布に関する科学技術部・財政部・国家税務総局の通達（国科</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「南沙」とは、「全体案」に基づき実施される地域をいう（すなわち、広州市南沙区全域で、総面積約803平方キロメートルであり、3つの先行地域を含む）</li> <li>現在、南沙の当該優遇政策は区外の優遇政策より優れており、研究開発での初期投資が大きく、成果の実用化と収益化に時間を要する科学技術企業にとってより有利な政策となる</li> <li>「目録」における「ハイテク重点産業」は、主に人工知能・集積回路、ハイエンド機器、ヘルスケア、省エネ・環境保護など、4種類35条まで及び</li> <li>「目録」の関連細則措置/運用ガイドライン（細分化目録、業界の定義、裏付け資料などの要件を含む）に関しては、まだ公布されておらず、今後関連部門からの情報が待たれる</li> </ul>

政策の重要な内容	政策の最新動向	KPMG の分析
前 8 年間に生じた未処理損失の繰越を承認し、繰越期間は最大 13 年間まで延長する	<p>発政【2017】115 号）の規定に従い、科学技術型中小企業登記番号を取得した企業をいうその他の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業が本優遇政策を享受するにあたりその他の政策基準と管理要件は、現行のハイテク企業及び科学技術型中小企業の損失繰越期間の延長に関する企業所得税優遇政策の関連規定に従い実施されるものとする</li> </ul>	
企業の主要業務を定義し難い場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務機関は、企業の主要業務が「目録」に属するかどうかを判断し難い場合、広東省人民政府の関連行政主管部門又は権限を付与された下級行政主管部門に提出し、意見の発行を要請することができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実務上、類似する地域（深圳前海深港現代サービス業合作区、横琴粵澳深度合作区など）では、定期的に数社の企業を抜き出してリストを作成し、認定主管部門に提出して専門家の評価・審査を受けるという方法が主流であり、広州南沙の具体的な方法については主管部門の更なる明確化が待たれる</li> </ul>
政策の有効期限	2022 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日まで実施される	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策の実施開始日は 2022 年 1 月 1 日であり、要件を満たす企業は関連する優遇政策を遡及適用できる</li> <li>政策の有効期限は合計 6 年間であり、有効期限後に延長されるかどうかは現状まだ定まっていない</li> </ul>

財税[2022]40号文の公布により、広州南沙における租税優遇政策が効率良く実施され、広州南沙への進出を希望されている企業にとって朗報となる。当該「目録」は、主に戦略的新興産業、ハイエンドサービス業、更には一部の金融業まで幅広くカバーしており、関連する産業に従事する市場主体や投資家にとっては非常に魅力的となるだろう。しかし、当該企業所得税優遇政策を享受するにあたり、今後明確化が待たれる、又は注意する必要がある点がある。

- 財税[2022]40号文で公布された優遇政策に対して、まだ細則や運用ガイドラインが公布されていないため、投資家と管理機関は政策内容に対する解釈が異なる場合があり、優遇政策の実施において困難が生じる可能性がある。広州南沙が他の類似する地域を参照して、関連する業界部門を招集して関連細則措置/運用ガイドラインを策定するかどうかに関しては、関連部門の更なる発表が待たれる
- 上述の関連要件を除き、財税[2022]40号文では業界別の追加要件を設定していないため、産業目録などにおける要件を満たす区内企業がより十分に租税優遇政策を享受できる可能性がある。例えば、ハイテク産業に従事しているものの、ハイテク企業の要件を満たしていない企業は、区内に企業を設立することを検討することができる
- 財税[2022]40号文における収益総額について、企業所得税法の規定に基づき、製品販売収益、役員提供による収益、資産譲渡による収益、株式配当金、利益配当金などの持分投資収益、利息収入、リース料収入、ロイヤリティ収益、寄付による収益、その他の収益の9項目が含まれる。企業は、一部の多額な非経常的収益により、主要業務収益が企業の収益総額に占める割合が60%未満となる可能性に注意を払う必要がある。

## KPMGのご提案

広州南沙は、広東・香港・マカオ・グレートベイエリア（粵港澳大湾区）の中心に位置するという地域優位性に加え、租税優遇政策によるメリットも追加され、多くの投資を促進できると考えられる。KPMGは、皆さまが下記内容か

ら着手されるよう提案する。

- 企業の戦略ポジショニング：企業の発展方向を明確にし、企業の戦略ポジショニングを計画する。
- 長期的な視野に立った合理的なプランニング：投資と持分構造、事業構造、経営モデル、資金流動性、投資・融資の便利性を十分に考慮し、事業再編と事業取引プロセスに対する整理とプランニングを通して、持続可能な取引モデルを構築し、企業の長期的な事業展開と成長のための土台を構築する。
- 財税コストの最適化：区内と区外の税制差異を十分に考慮し、企業の事業レイアウトと事業モデルを適宜に調整する。また、関連者間取引の価格設定ポリシーや合理性にも留意し、税収と経済活動の実質の一致も考慮する。
- 徹底実施：事前に徹底的な実施における潜在的な課題（人力、物資などのリソースの配置）を考慮し、徹底的な実施に向けたスケジュールとプロジェクトの実施管理制度を事前に計画する。

既に広州南沙に進出している企業には、下記の点に留意され、検討されるよう提案する。

- 事業内容との一致：慎重に財税[2022]40号文の「目録」がカバーする産業プロジェクトと自社の主要業務とを照し合わせて確認し、関連する細則措置/運用ガイドラインなどの文書の公布に留意し、経営活動における実質的な運営、業務の実在性及び財務データの審査に備えた資料の準備などに関する具体的な要件に重点を置いて注目する。
- 実施期間における遡及処理：財税[2022]40号文の実施期間における遡及などの実務上の処理に関するガイドラインに留意する。例えば、2022年1月1日以降、本政策における企業所得税の15%の軽減税率を享受するために必要な条件を満たしているものの、本通達の公布に先立ち既に25%の税率で企業所得税を申告した企業に関しては、現地の主管税務局の関連処理弁法の要件（申告の修正など）に留意する必要がある。

KPMGは、かねて広州南沙における政策の最新動向に注目しており、広州南沙へ投資する計画のある企業をサポートして参ります。KPMGは、広州南沙に係る関連政策及び細則の動向を引き続き注視し、専門的な意見や提案を提供して参ります。関連する政策の分析及び実務に対するご提案に関しては、お気軽にKPMGのプロフェッショナルスタッフまでお尋ねください。

## お問合せ先

### 華北地域

#### Li Lisa 李輝

Partner パートナー

Email: [lisa.h.li@kpmg.com](mailto:lisa.h.li@kpmg.com)

Tel: +86 (10) 8508 7638

### 華中・華東地域

#### Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: [hironori.hayashida@kpmg.com](mailto:hironori.hayashida@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2286

#### Xu Jie 徐潔

Partner パートナー

Email: [jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 3678

#### Wang Zhewei 王哲蔚

Partner パートナー

Email: [zhewei.wang@kpmg.com](mailto:zhewei.wang@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2717

#### Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: [tadashi.morimoto@kpmg.com](mailto:tadashi.morimoto@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2322

#### Mokuta Masakazu 杳田 正和

Partner パートナー

Email: [masakazu.mokuta@kpmg.com](mailto:masakazu.mokuta@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2247

### 華南地域

#### Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: [shigeru.inanaga@kpmg.com](mailto:shigeru.inanaga@kpmg.com)

Tel: +86 (20) 3813 8109

#### Chen Vivian 陳蔚

Partner パートナー

Email: [vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)

Tel: +86 (755) 2547 1198